

## 第4節 遺産分割方法の決定

## 1 現物分割・代償分割・換価分割

具体的相続分が算定できると、次に、遺産分割方法の決定の段階に入ります。

遺産分割方法の決定とは、要は、全遺産を前にして、個々の相続人の具体的相続分に見合う遺産を、どのようにして分割し決定するかという問題です。

遺産分割の方法には、①現物分割と②代償分割、それに③換価分割の3種類があります。

なお、遺産分割の際、具体的相続分を算定するためにした相続開始時の遺産の評価額が時の経過によって変動している場合は、具体的相続分の変動率を基準に、遺産を分割することになることは前述のとおりです。

現物分割	遺産そのものを各相続人に分割すること
代償分割	甲が遺産の全部を取得し、他の相続人には代償金を支払う分割方法。遺産の一部についての代償分割もある。代償対価は、現金に限られない。
換価分割	遺産の全部又は一部を換価して現金を分ける分割方法

もともと、実務では、現物分割と代償分割が多くありますが、換価分割はほとんどありません。